

首都圏広域地方計画の総点検結果について (最終とりまとめ) 【概要版】

本概要版は、本編からの一部抜粋であり、詳細については、本編をご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000076.html>

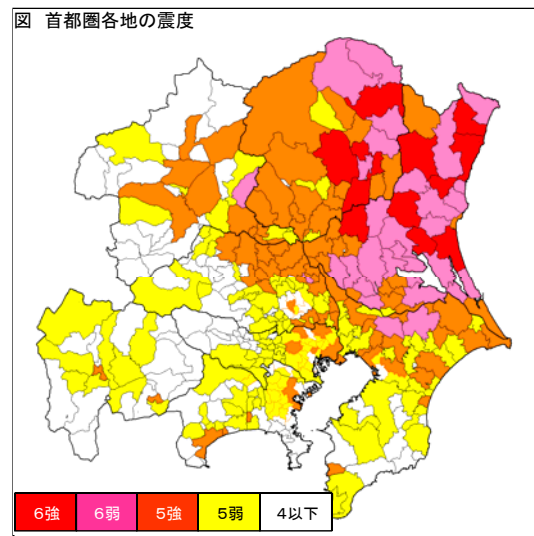
平成25年2月
首都圏広域地方計画協議会

1. 首都圏広域地方計画の「総点検」について

- 平成23年3月11日(金)三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」が発生し、首都圏においてもこの影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起こるとともに、茨城県及び千葉県の太平洋沿岸を中心に津波が発生した。
- 平成23年6月、国土審議会の下に防災国土づくり委員会(委員長:奥野信宏 中京大学総合政策学部教授)が設置され、7項目に渡る提言がなされた。

- 「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、現在の首都圏広域地方計画(以下、「現計画」)の「総点検」を行うこととした。
- 「総点検」は、自治体、民間企業、構成機関へのアンケート調査を行い、東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理を行い、さらに、整理した課題の関係機関における主な取組み状況などを踏まえ、各課題に対する今後の取組みの方向性を整理することとした。

震度7	宮城県北部
震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区・多摩東部、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中・西部、山梨県東部・富士五湖



出典: 気象庁報道発表資料(H23.3.30)により、国土交通省 国土計画局作成
写真: 津波により浸水した大洗町役場

えりも町庶野	15:44 3.5m
宮古	15:26 8.5m以上
大船渡	15:18 8.0m以上
釜石	15:21 4.2m以上
石巻市鮎川	15:26 8.6m以上
相馬	15:51 9.3m以上
大洗	16:52 4.0m



出典: 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について
平成24年6月26日(17:00) 緊急災害対策本部

2. 「総点検」の内容

①課題の整理

東日本大震災を踏まえ、広域的な連携・取組みが必要な課題を整理するため

- ①各自治体における防災に関する取組状況アンケート調査
 - ②民間企業における防災に関する取組状況アンケート調査
 - ③構成機関への広域的な連携・取組が必要な施策等アンケート調査
- を行い、国、都県政令市、市町村、民間企業の課題を網羅的に整理。【38課題案】

②課題の抽出

各課題(案)における主な実施主体を国、各自治体、広域首都圏で整理し、主な実施主体に広域首都圏が含まれる課題(案)を広域的な連携・取組みが必要な課題(22課題)として抽出

③整理した課題に対する今後の取組みの方向性

22課題に対する今後の取組みの方向性を各機関の検討状況等を踏まえ整理

3. 今後の取組み

- 東日本大震災を踏まえた現計画の総点検を行うため「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、首都直下地震等に備えた大規模地震対策を推進する上で、広域的に連携する必要性の高い課題、それに対する今後の取組みの方向性等について、東日本大震災を踏まえて検討・整理し、とりまとめを行った。
- 平成21年に決定された現計画は、発生 of 切迫性が極めて高い首都直下地震を想定して策定されており、戦略目標の1つに「安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現」を掲げ、大規模地震災害対策プロジェクト等の災害対策に各主体が取り組んでいる。
- 今回、現計画について総点検を行った結果、災害に強い圏域を実現するためには、災害対策について広域的な連携・取組みを一層推進していくことが極めて重要であると再認識されたところである。

- 首都圏における広域的な連携・取組みの更なる推進が図られるよう、今後の取組みの方向性をアクションプランとしてとりまとめた。 今後は各主体が情報共有を密に図りながら、更なる取組みの推進を図るために、その進捗状況を取りまとめていくこととする。なお、アクションプランの進捗状況は、「新たに締結・拡充した協定内容の把握」や「首都直下地震等に関わる合同訓練の状況」などについて、首都圏広域地方計画のモニタリングに合わせてとりまとめていくこととする。

参考 課題に対する先行的な取組み(1/2)

TEC-FORCEの活動状況

緊急災害対策派遣隊(以下、TEC-FORCE)は、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を任務としている。

最近では、東日本大震災(平成23年3月)や台風12号(平成23年9月)被災地の他、タイ王国(平成23年11月)において災害対策支援が実施された。

【東日本大震災における活動状況】

全国からは、平成23年3月11日より、災害対策支援を実施。延べ18,115人・日活動13都道県、97市町村へ支援を実施した。(H24年2月5日時点)

関東地方整備局からは、TEC-FORCEの派遣が、延べ3722人・日の他、東北地整管内への排水ポンプ車等の資機材支援等を行った。

【台風12号における近畿地方へのTEC-FORCE派遣】

台風12号による近畿地方整備局管内の被災地に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を9月9日から10月12日まで延べ602名派遣。



県道被災状況調査



河川班



急傾斜地調査状況



道路班

写真提供: 関東地方整備局

「九都県市合同防災訓練」の実施

九都県市合同防災訓練は、内閣府後援のもと、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市が輪番で幹事都市となって中央会場の訓練が実施されている。九都県市と防災関係機関による連携の充実・強化、そして、住民一人ひとりの防災・減災行動力の向上を目指すものである。

平成24年の中央会場の訓練は、9月1日「防災の日」に横浜市で行われ、現地会場への政府調査団の派遣訓練も行われた。

写真 第33回九都県市合同防災訓練



写真提供: 第33回九都県市合同防災訓練連絡部会事務局

参考 課題に対する先行的な取組み(2/2)

ドクターヘリの広域連携

茨城県、栃木県及び群馬県は広域連携による救急医療体制の充実を図るため、平成23年3月26日に「茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」を締結し、平成23年7月1日より本格運用を開始した。

協定により、ドクターヘリの出動要請が重複したり、大きな事故で多数の傷病者が発生したりして、自県だけで対応できない場合には、隣県のヘリが県境地域をカバーできるようになる。

連携範囲については、当面、各県の基地病院から半径50km圏内を目安とし、地形的な面を考慮して決定した。

写真 ドクターヘリ



写真提供：群馬県

災害時に向けた絆づくり

新潟県では、大災害に遭遇した被災者に対して安全・安心を提供し、県内に100万人程度の受け入れを目指す「防災グリーンツーリズム」を押し進めている。防災グリーンツーリズムとは、新潟県の美しい自然や豊かな食、人と人との絆などの魅力を活用して県内各地域と都市の多くの方々との、顔の見える持続的な交流を行うことで「絆」を育み、いざという時に頼れる「絆」を新潟県と都市との間に築く取組である。

新潟県では、おいしい郷土料理や、豊かな自然に恵まれた農村風景、その地域の自然と調和していにしえから営まれてきた伝統行事などを堪能できる。

写真 紙すき体験



写真提供：新潟県

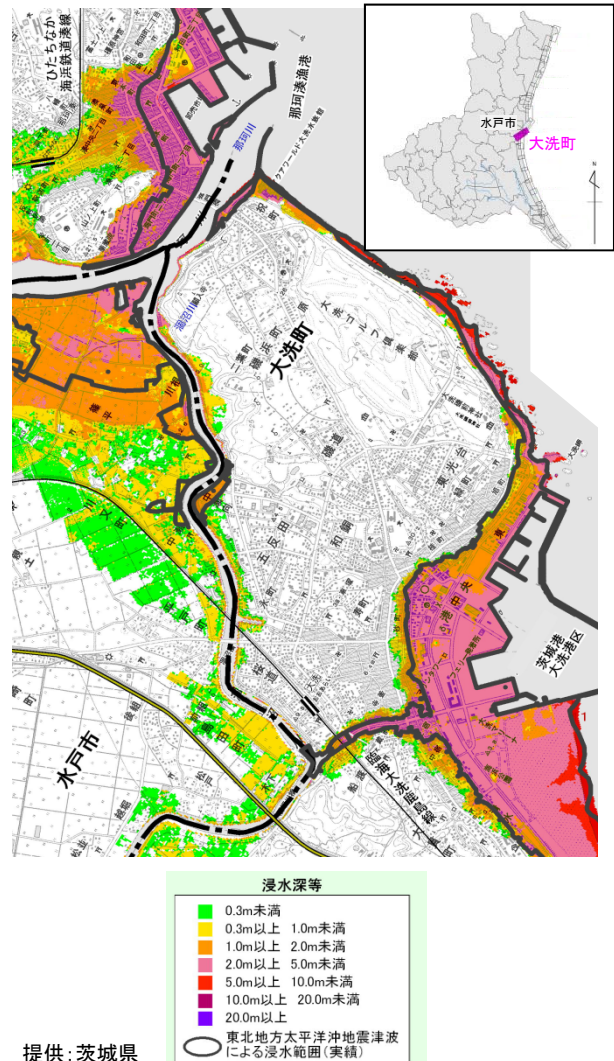
「津波浸水想定」の設定

茨城沿岸津波対策検討委員会では、L2津波(発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)に対して、以下の基本的考え方に基づき、総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」の検討を行った。

- 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立していく。
- 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

また、L1津波(L2津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波)に対して、護岸・堤防等整備の目安となる「目指すべき堤防高」を検討した。

図 茨城県津波浸水想定図(大洗町)



提供：茨城県

東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題におけるアクションプラン(1/2)

課題		アクションプラン
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「首都直下地震対策協議会」や「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」などで行われている広域的な災害応急体制の確立などについて調整・検討状況を把握していく。 ・各自治体は防災基本計画の修正に基づき、地域防災計画の見直しを行う。
1	自治体間、官民間の支援協定等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
2	個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知	
3	首都圏外からの支援受け入れ体制(受援体制)の検討	
4	災害時広域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関と医療機関の情報共有、ドクターヘリの導入と必要に応じた自治体間相互利用等を推進し、広域的な救急医療体制の整備を図っていく。 ・各自治体は、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を実施する。
5	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・東京都で平成24年3月に帰宅困難者対策条例が制定されたことを踏まえ、関係する自治体における、条例などの検討状況の把握に努めていく。
6	広域避難計画、支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
7	応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省でとりまとめた「応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)」を参考に、各自治体において、必要な協定の整備、各地域の特性を考慮した独自のマニュアル等の検証、整備を行う。 ・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を活用し、災害時に円滑に提供できるよう関係団体との協定締結、地域の実情を踏まえた相互応援協定等の締結及び充実を推進する。
8	空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	
9	災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
10	災害廃棄物の広域処理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省では、東日本大震災における廃棄物処理の実態、課題等を把握・整理するなどして、災害廃棄物の処理方法、地方自治体への支援方法等を検証し、広域処理の円滑化を図る観点から震災廃棄物対策指針(平成10年10月(阪神淡路大震災後)策定)の見直しに取り組んでいく。 ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。
11	震災復興、緊急援助等に係る人的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。

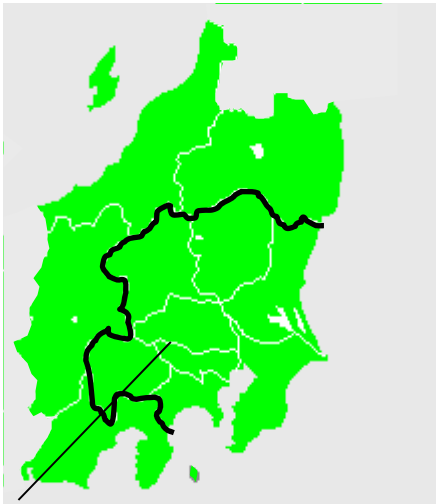
東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題におけるアクションプラン(2/2)

課題		アクションプラン
12	災害時の交通手段の代替性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸海空が連携した緊急輸送の交通確保を図ることができるよう、関係機関の連携を強化するため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。
13	災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	
14	道路ネットワークの代替性・多重性確保	
15	道路啓開作業における官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路啓開作業のための官民連携を強化するため、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
16	帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・ 相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施、通信等のライフラインの耐震化や身都市公園等の防災拠点の整備を推進する。 ・ 総務省関東総合通信局は被災地や避難場所における通信手段の確保・提供に向け、災害用移動通信機器、電源車の貸与の周知に取り組んでいく。
17	津波対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の整備や耐震化・老朽化対策を推進するとともに、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等を推進する。 ・ 津波ハザードマップの作成・活用、津波に関する情報の迅速かつ的確な提供等に取り組むほか、津波防災教育や津波防災訓練の実施等啓発活動を推進する。 ・ 都県が設定する国土交通省の公表した基本的な指針に基づいた津波浸水想定住民等への周知状況や各自治体を実施する津波浸水想定を踏まえた津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）策定状況を把握に努め、取組み内容について連携を図っていく。
18	災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
19	民間のノウハウを活用した支援物資物流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸海空が連携した緊急輸送の交通確保のため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。 ・ 「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で取りまとめた内容について、実効性を持たせるとともに、効率的・効果的な支援物流システムを目指すため、訓練シナリオの作成及び実証訓練の実施、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、関係者間の連携体制づくり、リストアップした民間物資拠点の更新について取り組んでいく。
20	災害に強い物流システム(ネットワークと拠点)の構築	
21	都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	(課題17と同様)
22	地域間交流による人や地域の絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害分野以外についても、平時からの交流・連携を図る取り組みとして、「教育ファーム」や子どもたちの長期宿泊体験活動、グリーンツーリズム等の農山漁村滞在型余暇活動等人や地域の絆づくりを推進し、非常時に活かしていく。

参考 首都圏広域地方計画

首都圏広域地方計画について

「首都圏広域地方計画」は、国土形成計画法に基づき、平成20年7月に閣議決定された「国土形成計画(全国計画)」を受け、同年8月に広域首都圏の1都11県及び4政令市、経済団体等で構成される「首都圏広域地方計画協議会」を発足し、首都圏の自立的発展に向け、概ね10年間の地域のグランドデザインをとりまとめ、平成21年8月に決定されたものである。



首都圏広域地方計画区域（1都7県）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

※協議会には、隣接する4県が参加
(福島県、新潟県、長野県、静岡県)

【国の地方行政機関】

警察庁 関東管区警察局長
 総務省 関東総合通信局長
 財務省 関東財務局長
 厚生労働省 関東信越厚生局長
 農林水産省 関東農政局長
 林野庁 関東森林管理局長
 経済産業省 関東経済産業局長
 国土交通省 東北地方整備局長
 国土交通省 関東地方整備局長
 国土交通省 北陸地方整備局長
 国土交通省 中部地方整備局長
 国土交通省 関東運輸局長
 国土交通省 東京航空局長
 海上保安庁 第三管区海上保安本部長
 環境省 関東地方環境事務所長
 環境省 中部地方環境事務所長

【経済団体】

関東商工会議所連合会副会長

【都県】

○ 茨城県知事
 栃木県知事
 群馬県知事
 埼玉県知事
 千葉県知事
 東京都知事
 神奈川県知事
 山梨県知事
 福島県知事
 新潟県知事
 長野県知事
 静岡県知事

【指定都市】

さいたま市長
 千葉市長
 横浜市長
 川崎市長
 相模原市長
 (H22. 4. 1～)

【市町村団体】

全国市長会関東支部長
 関東町村会長

※○印は協議会会長

キーコンセプト (副題)

世界の経済・社会をリードする
 風格ある圏域づくり

戦略目標

- 方針1 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化 (関連プロジェクト1～3)
- 方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現 (関連プロジェクト4～8)
- 方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現 (関連プロジェクト9～11)
- 方針4 良好な環境の保全・創出 (関連プロジェクト12～18)
- 方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現 (関連プロジェクト19～21)

プロジェクト

- 1 国際ビジネス拠点強化PJ
- 2 産業イノベーション創出PJ
- 3 太平洋・日本海ゲートウェイPJ
- 4 web(蜘蛛の巣)構造PJ
- 5 少子高齢化に適したすべての人にやさしい地域づくりPJ
- 6 利根川・荒川おいしい水PJ
- 7 街道・歴史まちづくりPJ
- 8 農山漁村の活性化PJ
- 9 大規模地震災害対策PJ
- 10 風水害対策PJ
- 11 火山噴火災害対策PJ
- 12 地球温暖化対策PJ
- 13 森林・農地保全推進PJ
- 14 南関東水と緑のネットワーク形成PJ
- 15 泳げる東京湾・水環境再生PJ
- 16 泳げる霞ヶ浦・水質浄化PJ
- 17 循環型社会形成推進PJ
- 18 南関東大気汚染対策PJ
- 19 広域観光交流推進PJ
- 20 地域間交流・二地域居住推進PJ
- 21 北関東多文化共生地域づくりPJ
- 22 富士箱根伊豆交流圏PJ
- 23 みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむPJ
- 24 FIT広域交流圏PJ

※22～24については、首都圏域を越え複数の方針にまたがる施策横断的なプロジェクト。